

京都市交通局管理規程4-3（京都市交通局契約規程）の一部を次のように改正する。

平成16年11月22日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

第1条中「その他」を「、地方公営企業法施行令（以下「地公令」という。）その他」に改める。

第8条第1項中「令第167条の7第1項」を「地公令第21条の15」に改める。

第28条中「令第167条の2第1項第1号」を「地公令第21条の14第1項第1号」に改める。

第34条第1項中「令第167条の16第1項」を「地公令第21条の15」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部財務課）